## 別表

## 該当する資格要件

該当するものいずれか1つの記号を様式第6号に記入し、指定された証明書を添付すること。

- ※ 登録要綱第3条第1項第1号:下記の**ア~ク**のいずれか 登録要綱第3条第1項第4号:下記の**ケ~サ**のいずれか
- ア 大学院在学経験者:宅造法告示1号、都計規則第19条第1号ト(都計告示38)該当 下記のいずれかに該当する者。
  - (1) 大学(短大を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学院若しくは研究科に1年以上在学して 土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して1年以 上の実務の経験を有する者。
  - (2) 大学(短大を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学院若しくは研究科に1年以上在学して 都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して、1年以上の実務 の経験を有する者。
- イ 大学卒業者:盛土規制法施行令第22条第1号、都計規則第19条第1号イ該当下記のいずれかに該当する者。
  - (1) 大学(短大を除く。) 又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者。
  - (2) 大学(短大を除く。) 又は旧大学で、正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者。
- ウ **3年課程の短期大学卒業者**:盛土規制法施行令第22条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当下記のいずれかに該当する者。
  - (1) 短大で正規の土木又は建築の修業年限3年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後、土木、 建築又宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務の経験を有する者。
  - (2) 短大で正規の都市計画又は造園の修業年限3年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後、 宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務の経験を有する者。
- エ 短期大学、高等専門学校卒業者:盛土規制法施行令第22条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当下記のいずれかに該当する者。
  - (1) 前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務の経験を有する者。
  - (2) 前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務の経験を有する者。
- オ **高等学校卒業者** : 盛土規制法施行令第22条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当下記のいずれかに該当する者。
  - (1) 高等学校、中等教育学校、旧中等学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、 土木、建築又宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務の経験を有する者。
  - (2) 高等学校又は、中等教育学校、旧中等学校で正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務の経験を有する者。
- カ 認定講習会修了者 : 宅造法告示4号、都計規則第19条第1号ト該当

宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務の経験を含む10年以上の土木、建築、都市計画又は 造園に関する実務の経験を有する者で、都市計画法第19条の2から第19条の4の規定により国土交 通大臣の登録を受けた者が都市計画法規則の定めるところにより行う講習を修了した者。

## 指定の国家資格等を有する者

- **キ 技術士**: 宅造法告示2号、都計規則第19条第1号ホ(都計告示39)該当下記のいずれかに該当する者。
  - (1) 技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者。
  - (2)技術士法における第二次試験において技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格 し、合格の後宅地開発に関する技術に2年以上の実務の経験を有する者。
- ク 一級建築士 : 宅造法告示3号、都計規則第19条第1号へ該当 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士の資格を有する者。
- ケ 二級建築士

建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者。

コ 1級施工管理技士

建設業法(昭和24年法律第100号)による土木・建築・造園に関する1級施工管理の資格を有する者。

サ 2級施工管理技士

建設業法による土木・建築・造園に関する2級施工管理の資格を有し、5年以上の実務の経験を有する者。

注) この表で「盛土規制法施行令」とあるのは「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)」を、「宅造法告示」とあるのは「昭和37年3月29日付建設省告示第1005号」を、「都計規則」とあるのは、「都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)」を、「都計告示38」とあるのは、「昭和45年1月12日付建設省告示第38号」を、「都計告示39」とあるのは、「昭和45年1月12日付建設省告示第39号」を表す。

## 添付書類)

アに該当する者の場合 : 在学の期間を証明する書類及び実務経験証明書(様式第7号)

イに該当する者の場合 : 卒業証明書及び実務経験証明書 (様式第7号) ウに該当する者の場合 : 卒業証明書及び実務経験証明書 (様式第7号) エに該当する者の場合 : 卒業証明書及び実務経験証明書 (様式第7号) オに該当する者の場合 : 卒業証明書及び実務経験証明書 (様式第7号)

カに該当する者の場合 : 認定修了証の写し及び実務経験証明書(様式第7号)

キに該当する者の場合 :技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証の写し及び実務経験

証明書(様式第7号)

クに該当する者の場合 : 一級建築士免許証の写し

ケに該当する者の場合 : 二級建築士免許証の写し及び実務経験証明書(様式第7号)

コに該当する者の場合 : 1級施工管理技士合格証の写し

サに該当する者の場合 : 2級施工管理技士合格証の写し及び実務経験証明書(様式第7号)